

(お知らせ)

令和4年6月5日
防衛省

1. 詳細については現在分析中ですが、北朝鮮は本日9時台、複数の地点から、弾道ミサイルを少なくとも6発発射しました。いずれも落下したのは北朝鮮東側の沿岸付近及び日本海であり、我が国の排他的経済水域（EEZ）外で、飛翔距離等については以下のとおりと推定されます。
 - ① 9時6分頃、北朝鮮西岸付近から東方向に向けて発射し、最高高度約50km程度で、約350km程度飛翔。
 - ② 9時10分頃、北朝鮮東岸付近から東方向に向けて発射し、最高高度約50km程度で、約300km程度飛翔。
 - ③ 9時15分頃、北朝鮮西岸付近から東方向に向けて発射し、最高高度約50km程度で、約400km程度飛翔。
 - ④ 9時24分頃、北朝鮮内陸部付近から東方向に向けて発射し、最高高度約100km程度で、約350km程度飛翔。
 - ⑤ 9時30分頃、北朝鮮西岸付近から東方向に向けて発射し、最高高度約50km程度で、約400km程度飛翔。
 - ⑥ 9時41分頃、北朝鮮内陸部付近から東方向に向けて発射し、最高高度約100km程度で、約300km程度飛翔。
2. また、上記の弾道ミサイルには変則軌道で飛翔したものが含まれる可能性があります。さらに、以上の弾道ミサイル6発以外にもミサイルを発射した可能性があり、関連する情報を収集し、分析しているところです。
3. 防衛省から、政府内及び関係機関に対して、速やかに情報共有を行いました。現在までのところ、航空機や船舶からの被害報告等の情報は確認されていません。

4. 総理には、本件について直ちに報告を行い、

- ①情報収集・分析に全力を挙げ、国民に対して、迅速・的確な情報提供を行うこと
 - ②航空機、船舶等の安全確認を徹底すること
 - ③不測の事態に備え、万全の態勢をとること
- の3点について指示がありました。

5. これを受け、防衛大臣は

- ①米国等と緊密に連携しつつ、情報収集・分析に全力を挙げること
 - ②不測の事態の発生に備え、引き続き警戒監視に万全を期すこと
- の2点について指示を出しました。その後、関係幹部会議を開催するなど、対応に万全を期しているところです。

6. これまでの弾道ミサイル等の度重なる発射も含め、一連の北朝鮮の行動は、我が国、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものです。また、ウクライナへの侵略が発生している中で、立て続けにミサイルを発射していることは許されません。さらに、このような弾道ミサイル発射は、関連する安保理決議に違反するものであり、強く非難します。

7. 防衛省・自衛隊としては、引き続き、米国等とも緊密に連携し、大臣指示に基づき情報の収集・分析及び警戒監視に全力をあげるとともに、今後追加して公表すべき情報を入手した場合には、速やかに発表することとします。

